

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県情報公開条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会公文書等管理部会を開催しました。

● 名称：第2回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

● 日時：令和2年2月17日（月）午後1時30分～午後3時00分

● 場所：大津市京町四丁目1-1
県庁本館4階 4-A会議室

● 議題：

1 滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（案）について
【質疑応答・意見等】

（委員）目録にどの程度の情報を記載するか基準はあるのか。

（事務局）規則第8条第1項に1号から9号まで列挙されている。

（委員）第3号の名称とあるが、この名称を見ればファイルにどのくらいのボリュームの文書があるのかといったことは分かるのか。

（事務局）この名称は個々の文書の名称であり、これ自体では文書のボリュームは分からないが、例えば、添付資料として何かが添付されていれば、参考情報として、その添付書類の名称等が記録されることとなる。

（委員）公文書館という元々文書を利用していた行政機関でないものが以後対応するということを踏まえて、具体的な名称とするように検討いただきたい。

（事務局）歴史研究者などの中には、原題から修正することに否定的な意見もあり、補足情報等を記載するなどして分かりやすくなるよう努めたい。

（委員）規則第4条の寄贈のところで、私文書等の寄贈者が自由に使用してもらっても構わない旨の意向を示しているのに、公文書館に管理が移ったことで、その他の公文書と同様の厳しい基準で利用が制限されてしまうことがあると従来から言われている。寄贈者の意向に反して厳しい条件等を課すことのないよう運用してもらいたい。

（事務局）寄贈者の意向に反する取扱いをすることが極力ないように運用しようと考えているが、第三者の情報など個人の権利利益を害するような情報がある場合は、意向どおりの運用にはならない可能性がある。

(委員) 第3章の「利用等」の「利用」は条例の「利用」とは同じ概念か。同じであれば、第3章の「利用等」の「等」は不要ではないか。

(事務局) 同じ概念であり、第3章は「利用」とする。

(委員) 規則第35条第2項の「実施機関の利用の特例」は「貸出し」に当たりそうだが、「閲覧」とされている。「閲覧」と「貸出し」の区別はどうなっているのか。

(事務局) 貸出しとは、文書等を別の施設等に物理的に移動してその管理の下で別の利用に供することで、実施機関が公文書館外の単に県庁舎内の場所でそれを見るのは、閲覧の特例である。

(委員) 利用請求者が利用請求で得たものを利用する際の規定はないのか。

(事務局) 規定はない。著作権法上は図書館の場合と同程度の利用ができる。

(委員) 利用請求に係る審査基準をこの規則と同じレベルで規定しなかったのはなぜか。原則としては、規則と同じレベルで定めるべきではないのか。

(事務局) 基本的には、条例第14条にどのようなものが利用制限されるのかが規定されており、それをさらに具体化したものなので、通常、審査基準として定めている。

(委員) 第36条の「入館の制限」のところで、「秩序を」「乱すおそれのある者」、「損傷するおそれのある者」とあるが、「おそれ」という分かりづらい基準で請求者が排除されることがないようにしてもらいたい。

【意見まとめ】

(1) 目録の記載においては、文書の名称には原題を記載し、補足情報等の記載により、その内容が分かるものとなるよう努められたい。

(2) 寄贈等された私文書については、公文書館に移管したことでかえってその利用が制限されることのないよう、寄贈等をした者の意向に十分配慮されたい。

(3) 目次中の「利用等」を「利用」に修正されたい。

また、「閲覧」「貸出し」等の用語について、意味に疑義を生じないよう、運用において職員に示されたい。

(4) 第36条の「入館の制限」に係る「おそれ」の判断は、公の施設の利用に関する判例なども踏まえて慎重に判断されたい。

2 滋賀県立公文書館における滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(案)について

【質疑応答・意見等】

(委員) 30年、50年といったものの起算点は、あらゆる文書で明らかなのか。

(事務局) 作成した時点が分からなければ、取得した時点として判断す

る可能性もあるが、これまで明らかでなかった事例はない。

(委員) 別表の「ウ 被差別部落に関するもの」は国立公文書館にはない項目であるとのことだが、他府県ではどうか。

(事務局) 京都府や奈良県など他府県では多くみられる項目である。

(委員) 別表に「ア 国籍、人種または民族」とあるが、本籍はどうか。被差別部落の情報との関係で本籍地をたどればそうした情報と結びつく可能性があるのではないか。

(事務局) 本籍や住所そのものは閲覧制限をしないが、併せて被差別部落であるということが分かる情報が存在する場合は、本籍や住所の閲覧を制限する。

(委員) 戸籍は永久に現用文書となるのか。

(事務局) 戸籍抄本や謄本が公文書に含まれていることはよくあり、これらは移管される可能性がある。

(委員) 先の議題での話と重複するが、個人の日記や書簡などでは、別表に該当するような情報が相当程度あり得ると考えているが、それらが公文書館に移管されたことで、私文書であったものが公文書として黒塗りで公開されることがある。元の所有者、寄贈者が自由に使ってくださいという意向をお持ちである場合には、できるだけ配慮をお願いしたい。

(事務局) 寄贈者の権利利益については、ある程度の配慮は可能と思われる。第三者の情報が含まれていると、そうした対応は難しい。

【意見まとめ】

寄贈等された私文書については、公文書館に移管したことでかえってその利用が制限されることのないよう、寄贈等をした者の意向に十分配慮されたい。

3 その他

●会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。